

公益財団法人小笠原敏晶記念財団
2026 年度 渡航・旅費等の助成(下期)
募 集 要 項

日本国外の会議やレジデンス・プログラムへの参加、あるいは日本国外での展覧会開催に必要な業務のための渡航・旅費等を助成する制度です。

1. 趣旨・目的

本助成は、日本の現代美術のあらゆる担い手が日本国外で開催される国際会議や展覧会、レジデンス・プログラムへの参加などの渡航を伴う活動に必要な国際旅費を支援することで、国際的な活動の発展につなげることを目的とします。

国外の担い手との交流や協働、知識や経験の共有を通じて、専門性や国際的なネットワーク、活動基盤を広げ、その成果が日本の現代美術に新たな価値や可能性をもたらす活動を支援します。

2. 助成の対象

【助成対象】

- 1) 日本国外で開催される会議(国際会議、シンポジウム、研究会、ワークショップ等)へ参加するための国際旅費、会議等参加費
 - 2) 日本国外で開催される展覧会に関して、展覧会開催のために必要な専門的業務や美術品の輸送随行に係る学芸員、コーディネーター等の国際旅費
 - 3) 日本国外で開催されるレジデンス・プログラムへ参加するための国際旅費
- ※ 日本国外への渡航が対象です。海外を活動拠点としている場合の日本への渡航は対象外です。
- ※ 打ち合わせ、ミーティング、営利目的の事業やプロモーションは対象外です。
- ※ 申請活動の前後または途中に行う、対象外の活動に関する費用は助成対象外です。

【助成対象期間】

2027 年 4 月から 2027 年 9 月末に出発予定の渡航。

3. 申請の資格・制限

3 年以上、現代美術分野において専門的な職務に従事している個人または団体。該当者を派遣する団体は、同一プロジェクトにつき 1 団体あたり 1 名分の申請を原則とします。

※ 個人申請は、渡航者本人が申請してください。

※ 過去に当財団の助成を受けている場合は、報告書(当財団が依頼した追加資料および確認事項を含む)を提出していること。

4. 助成金額

2026 年度(下期) 助成予算総額:1000 万円(予定)

1 件あたり上限 50 万円

5. 助成金の使途

日本国外で開催される会議等への参加を目的とした、渡航者本人(1名)の国際旅費:

国際航空運賃(居住地または活動拠点の空港発着のエコノミークラス割引運賃)、訪問国での宿泊費、訪問国内での交通費、海外旅行保険加入料。

※報告書提出の際に、申請者名が記載された搭乗券半券のコピーや搭乗証明を添付してください。

※別件のために往路・復路で利用する空港が異なる場合の国際航空運賃は、申請活動のための航空券代相当額(片道料金×2)を助成対象とします。

【対象外費用】

※居住国内の交通費(例:居住地～最寄空港の交通費)、居住国内の宿泊費、美術館等入館料、作品輸送費、超過手荷物料金、作品制作費、日当、飲食費、資料作成費、翻訳・通訳費、同行者の旅費、申請活動の前後または途中に参加する別件に関わる費用など

※他の助成・協賛・補助と重複する経費

6. 募集から助成金交付までのスケジュール

1) 募集期間 : 2026年9月1日(火)～2026年10月15日(木)12時(正午)締切(厳守)

2) 採否の通知: 2026年12月末日以降(予定)。審査終了後、結果通知。

3) 助成金交付: 2026年1月以降(予定)

※当財団と助成対象者間の覚書締結後、助成金の支払い手続きを進めます。

7. 申請の方法

[小笠原敏晶記念財団 電子申請システム](#)で、「個人」「団体」いずれかの区分で申請してください。

【提出書類】

- ① 申請者情報: システムのフォーマットに従い入力
- ② 申請書: WORD のフォーマットをダウンロードし作成した後、PDF 形式でアップロード
- ③ 任意添付資料: PDF 形式でアップロード
 - ・ 活動履歴書(CV)
 - ・ 参加する会議・展覧会の企画書
 - ・ 招へい状・参加依頼状

※郵送、持ち込み、電子メールによる申請は受け付けておりません。

※申請に関わる費用は申請者が負担してください。

※電子申請システムは操作に時間がかかる場合があるため、余裕をもって申請してください。

8. 選考の方法

1) 審査・選考方法

当財団の文化・芸術分野の選考委員および必要に応じて選出した有識者で構成する選考委員会において審査・選考を行います。

2) 審査・選考基準

- ① 会議等に参加する意義や必要性、および帰国後の申請者の活動への影響の大きさや今後の展望
- ② 参加する会議や展覧会、レジデンス・プログラムの目的と意義
- ③ 日本の現代美術分野に与える影響
- ④ 独創性や新規性
- ⑤ 申請者の実績

3) 採否の通知

審査・選考後、申請者全員に、メールおよび電子申請システムのマイページ上にて通知します。

※ 審査結果に関するお問い合わせには対応いたしかねます。ご理解のほどお願い申し上げます。

9. 報告の義務

- 1) 帰国後 3 カ月以内に、以下の報告書を提出してください。

① 活動報告書

実際の渡航日程、参加した会議や展覧会、レジデンス・プログラムの内容、また、本助成によって達成できたこと、得られた成果、将来への展望などに関する報告

② 会計報告書

助成金の使途の報告と証憑書類(領収書など)のコピー

- 2) 採択後に申請内容を変更する必要がある場合は、速やかに「申請内容変更届」を提出してください。確認後に承認の可否を連絡します。

※ 採択活動の目的や趣旨自体が変わってしまう変更は、原則承認いたしかねます。

10. 助成の公表

助成対象者の氏名(アーティスト名など、対外的に用いる名称も含む)・団体名、渡航先で参加する会議等の名称を、当財団ウェブサイトや刊行物等に公表します。

また、参加予定の会議やレジデンス・プログラム、展覧会等に関係する広報物や印刷物には、当財団の助成を受けた旨を明記し、ロゴを掲載してください。

11. 著作権

本助成に関わる成果物の著作権は、すべて助成対象者に帰属します。

なお、当財団の広報資料や制作物に、事前に許可をたうえて、報告書等に掲載された文章や画像を使用することがあります。

12. 個人情報の取り扱い

申請時に提出された個人情報は、事業目的の範囲内で、かつ業務遂行に必要な限度内で使用します。

事前に同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

13. 資格の取り消しと助成金の返金

- 1) 虚偽の申請内容が確認された場合、今後も含めて申請資格を取り消します。

- 2) 助成金受給後、申請内容に虚偽の事実が判明した場合、採択を取り消し、返金を求めます。
- 3) 所定の期間内に報告書の提出がない場合は、返金を求めることがあります。
- 4) 助成金交付後に渡航を中止した場合、助成金の返金を申し受けます。
- 5) 助成金の使途として認められる支出額が助成金支給額を下回った場合は、差額の返金を申し受けます。

14. 確約

申請者は、反社会的勢力と関係する者ではないこと、および申請活動は特定の政治・宗教活動を目的としていないことを確約してください。

以上、本募集要項のすべての内容を確認・承知したうえで申請してください。申請についての不明点等は下記事務局まで e-mail でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団 事務局 文化・芸術担当

E-mail: contact-arts@ogasawarazaidan.or.jp URL: <https://ogasawarazaidan.or.jp>

事務局営業時間: 9:00～17:00(月～金)

※土・日・祝日、年末年始、夏期などの特別休暇を除く

〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 27-6 泉田町ビル 4F

以上